参考 設計内訳書(令和6(2024)年度)

エ	事 (委託)名	市立協和中	学校	高圧受変電設備改修工事				
工	事(委託)箇所	足利市 百	頭町					
エ	単相変圧器及びGHPF	月幹線ケーブル等	等改修	工事 一式				
事					 		 	
概							 	
要							 	
	積算内訳書提出の	□ 要 [□不要			日間		
内	I 共通仮設費	一式			工期	年 月 日 ~	年	月 日
P 1	Ⅱ 直接工事費	一式						
	純 工 事 費				前金払	□ 有	無	
≓⊓	Ⅲ 現場管理費	一式						
訳	工事原価							
	Ⅳ 一般管理費	一式			部分払	□ 有(回以内)	無	
-1-	(契約保証費)							
書	(消費税相当額)				事業区分	□ 補助	単独	
	本工事費合計							

工事費內訳

名	称	数	量	単位	金	額	備 考
直接工事費							
5. 气設備工事			1				
計			1	式			
通費							
共通仮設費			1				
現場管理費			1	式式			
一般管理費等			1				
計				式			
事価格			1	式			
費税等相当額			1	式			消費税率 10 %
事費			1	式			

市立協和中学校									
名		称	数	量	単 位	金	額	備	考
1 電灯設備				1					
2 受変電設備					式				
_ 5050.035000				1	式				
3 構内配電線路				1					
4 撤去					式				
1 11112				1	式				
	計				14				

電気設備工事 細目別内訳

市立協和中学	校		1 電灯	丁設備				1 電灯			
名 称		要	数	量	単 位	単	価	金	額	備	考
EM-CEケーフ゛ル	2mm2- 3C 管内			40							
Dir ODly 200	0 0 00 10 1 74			10	m						
EM-CEケーフ*ル	2mm2- 3C t°ット・天井			30	m						
配線接続				4	か所						
厚鋼電線管 (G)	露出配管 42mm			3	m						
厚鋼電線管 (G)	露出配管 36㎜			4	m						
厚鋼電線管 (G)	露出配管 28mm			4	m						
厚鋼電線管 (G)	露出配管 22mm			4	m						
金属製 可とう電線管(F)	(38) エキスハ゜ンション用等			1	m						
(ビニル被覆有) 水抜きカップリング	G42			1	個						
配電用遮断器	MCCB 2P50AF/50AT			1	個						
漏電遮断器	ELCB 2P50AF/20AT			4	個						
穴あけ補修				3	個						
穴あけ補修	防火区画処理			4	個						
プルボックス	防水 溶融亜鉛メッキ 200×200×200			3							
1種金属線ぴ(MM1) 附属品	B型(40.4mm) コーナーホ ックス			8	個個個個						

市立協和中学校			1 電灯	「設備				1 電灯			
名 称	摘	要	数	量	単 位	単	価	金	額	備	考
'ウトレットホ`ックス (カハ´ー 寸)	中四角 浅型	D44		1	個						
	高所作業車 18m			1	式						
計											

電気設備工事 細目別内訳

市立協和中学	· 交		2 受婆	で電設備	i						
名 称	摘	要	数	量	単 位	単	価	金	額	備	考
変圧器(屋内) (50Hz用) JIS C 4304-2013	油入 単相 6kV-210/10			1	台						
高圧負荷開閉器 (LBS)	手 動 PF付(トリップ機能	無) 200A		1	個						
限流ヒューズ	変圧器用			2	個						
変流器 (CT)	500/5A			2	個						
電流計				1	個						
配線用遮断器	MCCB 2P50AF/50AT 穴あけ加工含む			1	個						
端子台				1	個						
キュービクル改修 費	LBS、変圧器用架台 盤内ケーフ・ル等			1	式						
機器搬入搬出費				1	式						
電気主任技術者	停電復旧作業 竣工試験			1	式						
計											

電気設備工事 細目別内訳

市立協和中学	交	3 構	内配電線	:路						
名 称	摘 要	数	量	単 位	単	価	金	額	備	考
EM-CEケーフ゛ル	38mm2- 2C FEP内(PF·CD)		115	m						
EM-CEケーフ゛ル	38mm2- 2C 管内		14	m						
導入線			111	m						
波付硬質合成 樹脂管(FEP)	(100)		222	m						
波付硬質合成 樹脂管(FEP)	(40)		4	m						
厚鋼電線管 (G)	露出配管 36mm		13	m						
異種管接続材料(FEP用A型)	40mm		1	組						
金属製 可とう電線管(F) (ビニル被覆有)	(38) エキスパンション用等		1	m						
(ビニル被覆有) 水抜きユニオンカ ップリング	G36		1	個						
プルボックス			1	個						
土工事	アスファルト舗装部		111	m						
舗装版切断汚泥処 分費			1	式						
とりこわし機械 運搬 (ベースマシン, バックホウ)	排出ガス対策型 油圧式クローラ型(). 13m3	1	往復						
(ベースマシン, バックホウ) ハンドホール穴あけ			27	か所						
≅ +				17 /21						

市立協和中学	·校		4 撤去	<u> </u>							
名 称		要	数	量	単 位	単	価	金	額	備	考
受変電設備撤去	変圧器、PCS、CT、電流	於計		1							
電線管					式						
				1	式						
ケーブル				1							
記線用遮断器	MCCB50AF/30AT				式						
	MOCDOM / SOM			1	個						
発生材運搬				1							
発生材処分	解体系混合廃棄物			1	式						
発生材処分	アスファルト類				式						
电工机 起力) // / / / / / / / / / / / / / / / / /			1	式						
有価物処理				1							
計					式						

市立協和中学校 高圧受変電設備改修工事

足利市 百頭町

特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 2. 建物概要

7-2 /2 4- /2 1-	1# \# \III ==	77 × 77 1± / 2\	1. 1. 4. 4. E. /\
建築物名称	構造概要	延べ面積(m ²)	防火対象物区分
管理教室棟	鉄筋コンクリート造4階建		(7)項

3.工事種目(●印付けたものを適用し各一式とする。)								
			建物	名称				
工事種目	管理教室棟							
電 灯 設 備	•	0	0	0	0	0		
動 力 設 備	0	0	0	0	0	0		
電 熱 設 備	0	0	0	0	0	0		
雷 保 護 設 備	0	0	0	0	0	0		
受 変 電 設 備	•	0	0	0	0	0		
電 力 貯 蔵 設 備	0	0	0	0	0	0		
発 電 設 備	0	0	0	0	0	0		
構内情報通信網設備	0	0	0	0	0	0		
構内交換設備	0	0	0	0	0	0		
情 報 表 示 設 備	0	0	0	0	0	0		
映像•音響設備	0	0	0	0	0	0		
拡 声 設 備	0	0	0	0	0	0		
誘 導 支 援 設 備	0	0	0	0	0	0		
テレビ共同受信設備	0	0	0	0	0	0		
監視カメラ設備	0	0	0	0	0	0		
駐車場管制設備	0	0	0	0	0	0		
防犯・入退室管理設備	0	0	0	0	0	0		
火 災 報 知 設 備	0	0	0	0	0	0		
中央監視制御設備	0	0	0	0	0	0		
発 生 材 処 理	0	0	0	0	0	0		
構内配電線路	•	0	0	0	0	0		
構内通信線路	0	0	0	0	0	0		
テレビ電波障害防除	0	0	0	0	0	0		
撤去工事	•							

Ⅱ 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

発生材処理

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書(質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて国 土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、 「標仕」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標仕」 という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。) に準拠するものとし、優先順位は次による。

- (1) 質問回答書((2) から(5) に対するもの)
- (2)現場説明書
- (3)特記仕様書 (4) 図面及び設計書
- (5)標仕、改修標仕及び標準図
- また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共 通仕様書(令和元年度版)」(以下、「公住仕」という。)及び公共住宅改修工事共通仕様書(初版)(以下、 「改修公住仕」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。
- (1) 質問回答書((2) から(7) に対するもの)
- (2) 現場説明書
- (3)特記仕様書
- (4) 図面及び設計書 (5) 標仕、改修標仕及び標準図
- (6) 公住仕及び改修公住仕
- (7)機材の品質・性能基準(令和元年度版)(以下、「品質・性能基準」という。)
- 2. 特記仕様 (1) 章は●印が付いたもの、項目は番号に●印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用す
- (2)特記事項に記載の(...)内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
- (3) 特記事項に記載の(公住仕 . .) 内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

● 一般共通事項

●1 官公署への手続き (1.1.3)

工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、遅滞なく行う。

●2 工事実績情報システム (CORINS) への登録 (1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情 報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認 のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただ し、期間には、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日は含 まない。

- (1)工事受注時 契約締結後 10 日以内
- (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内 (3) 工事完成時 工事完成後 10 日以内
- なお、変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写 しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場 合は、変更時の提出を省略できる。

●3 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち1以上に加入する。 契約期間の始期は、材料(仮設、型枠材を除く)搬入時以前とし、終期は、工事目的物(分離発注 に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物)の引き渡しの翌日までとする。 保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

●4 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

●5 実施工程表 (1.2.1)

概成工期の明記に努めること。

●6調査試験に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職 員の指示によりこれに協力しなければならない。
- (2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次
- の各号に掲げる協力をしなければならない。 ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合に は、その実施に協力しなければならない。
- ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台 帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければ
- エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工 事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければなら

○7 施工従事者

契約電力 500kW 以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

○8 施工条件明示 (1.3.3)

工事用車両の駐車場所 ・敷地内 ・敷地外() 資機材の置場所 ・敷地内 ・敷地外()

●9 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を 掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者 と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただ し、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

●10 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職 員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに提出しなければならない。

[工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について] 万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働

基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。 工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。

なお、事故発生の速報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。 また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者 全てに行き届くよう周知徹底すること。

<u>O11 交通安全管理</u> (1.3.6)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線(平成21年9月30日栃木県公安委員会告示第54号)の 交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定 合格警備員を1人以上配置しなければならない。

●12 環境対策

受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定 に関する規程」(平成13年4月9日国交省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用する ものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 排出ガス対策

受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に揚げる建設機械を使 用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経発第246 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。 ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、 必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)」第10条及び「栃 木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定めら れた特定調達品目の使用を推進するものとする。

●13 発生材の処理等

[発生土]

〇構内指示の場所に敷均し 〇構外指示の場所にたい積 〇構外搬出指示の場所にたい積 〇構内指示の場所にたい積 たい積場所(たい積場所()

〇構外搬出適切処理

(処理場所は入札条件書(特記事項)による)

・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。 [発生土以外の発生材]

引渡しを要するもの 〇有 名称(特別管理型産業廃棄物 〇有 名称(

処理方法(・再利用及び再資源化を図るもの 〇有 名称()

・廃PCB等は関係法令により適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。

・六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令により適切に回収、処理すること。

・蛍光ランプ、水銀ランプ等の水銀を使用しているランプは工事監理指針等により適切に処理するこ

●上記に指定されていないものは、標仕 1.3.9(2)(エ)及び「建設廃棄物処理指針」(平成 22 年版)に よるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。 (1)建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計

画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見や すい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利 用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後 1年間保存しておくこと。

(2)建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」 を提出すること。

- (3)建設副産物の処分にあたって、提出事業者(元請業者)は処理業者と建設副産物処理委託契約 を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場 合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出するこ
- (4)建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するととも に、実際に要した処理等を証明する資料(受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等)を提示し確

認を受けること。

(5) 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付 されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェス トについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○14 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に定める 対象建設工事に該当する場合は、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体及び再資源化 の実施について、適正な措置を講ずるとともに、分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リ サイクル法第 18 条に基づき、監督職員に報告する。

〇15 大気汚染防止法

大気汚染防止法に定める解体等工事に該当する場合は、大気汚染防止法に基づき、特定建築材料 の有無に関する調査及び報告について適正に実施すること。特定建築材料が含まれる場合は、大気 環境中へのアスベスト飛散防止対策について、適正な措置を講じること。

再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうえ取り付ける。

●17機材の品質等 (1.4.2)

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、また は同等品を使用するのものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承 諾を受ける。

なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設 備機材等評価名簿』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同 等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

●18 機材の検査 (1.4.4)

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。

●19 下請負人の選定及び工事材料の選定

受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を市内に本店を有する者の中から選定

受注者は、市内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると 認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

<u>○20 見本施工</u> (1.5.3)

〇次に示す事項について、見本施工を実施すること。

●21 施工の検査に伴う試験 (1.5.4)

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力 (電力デマンド) を抑制するよう計画し、 監督職員と協議すること。

<u>○22 化学物質の濃度測定</u> (1.5.7)

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、 パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

〇パッシブ型 〇アクティブ型 着工前の測定 〇行わない 〇行う 〇図示 測定対象室 0 〇図示 測定箇所数

(住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上) 報告の様式等については監督職員の指示による

●23 化学物質を発散する建築材料等 (1.5.7)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共 に、次の(1)から(5)を満たすものとする。

- (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボー ド、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しない か、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少な いものとする。
- (3)接着剤は可塑剤(フタル酸ジーn-ブチル及びフタル酸ジー2-エチルヘキシルを含有しない 難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていないものを使用する。
- (4)接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しない か、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器
- 類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない
- また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次 の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発
- ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
- ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
- ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

●24 完成図等 (1.7.2,3)

●完成写真

〇作成する ●作成しない 提出部数 ● 2 部 〇完成図(原寸) 〇製本 提出部数 〇 部 〇完成図・施工図 〇製本 提出部数 〇2部

(A3 2 つ折り) 〇完成調書

〇製本 提出部数 〇 部 ●取扱説明書 ●工事記録写真

提出部数 ●2部 ●保全に関する資料 公住仕表 1.7.2 に定める住戸内機材は、取扱説明書の添付及び用途表示をする。(公住仕 1.7.3)

●25 施工図等の取り扱い (1.7.2)

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

●26 電子納品

●適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第10版)」とする 設計 CAD データの貸与 ○無 ●有(著作者名 足利市))

●書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

●貸与する CAD データを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならな

●27 工事写真

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック(電気設備工事 編)(平成30年版)」に準拠するほか、監督職員の指示による。

●28 工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。 構内につくることが ●出来る ○出来ない() 仮設計画は、現場の状況を優先する。

●29 足場桟橋類 (2.1.1)

〇別契約の関係請負者が定置したものを無償で使用できる。

〇本工事で設置とする。 ●改修工事の場合は、改修標仕第1編2.2.2によるほか下記による。 ●内部仮設足場等 (A 種)

〇外部仮設足場等(種)

●30 工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。 電気主任技術者の費用(申請・試験・点検・検査・立会)及び引き渡しまでの維持費は本工事に含 む。

〇31 電気基本料金

本受電から工事完成引渡日(検針日)までの電気料金のうち基本料金は本工事に含む。

●32 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」(2014年版独立行 政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受 けるものとする。

(1)設計用水平地震力

機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標 準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

- 11 平	設置場所ほか	●特定	の施設	〇一般	の施設
	あり はか	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
工層階 屋上及び塔屋	防震支持の機器	2.0	2. 0	2. 0	1.5
産工及び培産	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0. 6
中間階	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0. 6
	機器	1.0	0. 6	0.6	0. 4
地階・1階	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0. 6
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0. 6

※1 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器			
〇配電盤	〇発電装置 (防災用)	〇交流無停電電源装置	〇直流電源装置
〇交換機	〇火災報知器受信機	〇中央監視装置	0
0	0	0	0

上層階の定義は次による。 2~6階建以下の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、

10~12 階建の場合は上層 3 階、13 階以上の場合は上層 4 階

(2)設計用鉛直地震力

設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時にはたらくものとする。

●33 不正軽油使用の防止対策

- (1) 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する 法律(平成 17 年 5 月 25 日法律第 51 号)を遵守すること。
- (2) 本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機 械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調 査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

●34 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。

(1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事 業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

(4) さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込ま ず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

(5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長する ことのないようにすること。

(6) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等

(7)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同 法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (8) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者

または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除するこ

(9)(1)~(8)のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

●35 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 栃木県が発注する建設工事(以下「発注工事」という。) において、暴力団員等による不当要 求または工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すると ともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記

載した書面により発注者に報告すること。 (3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの 被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

工事名称 市立協和中学校 高圧受変電設備改修工事 図面名称/縮尺 図面番号 特記仕様書(その1) 設計年月日 令和6年3月 E - 1 足利市 都市建設部 建築住宅課 設計者 足利市 都市建設部 建築住字課 発注者

(足利市 R5.4)

●36 工事の一時中止

(1)契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事 現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるもの とする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入 材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する こと及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

○37 住宅瑕疵担保履行法への対応

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』(平成 19 年法律第 66 号) に基づ き、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

●38 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用 器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型 墜落制止用器具)とする。

●39 現場代理人の選任関係

○兼任不可 ○請負代金額が 4,000 万円未満となった時は兼任可とする。 ○請負代金額が4,000万円未満であっても兼任不可とする。

足利市が発注する工事で、次の要件を満たす場合は現場代理人の兼任を認めることとする。 兼任を認める工事は2件までとし、いずれも請負代金額が4,000万円未満であること。ただし、 令和 6(2024)年3月31日までに契約した工事を含む兼任については、3件まで認めることとする。

<u>○40 完成検査</u>

完成検査は工期内検査とする。

●41 情報共有システム

本工事は、「足利市情報共有システム実施要領(営繕工事)」に基づく対象工事である。

- 1 実施にあたっては、「足利市情報共有システム実施要領(営繕工事)」に基づき実施するものとす
- 2 情報共有システムで対象とする工事帳票は、工事着手前に受発注者間の協議により決定する。
- 3 情報共有システムについて、事前に監督員と協議を行い、実施することが困難と認めた場合など
- は、実施しないことができるものとする。

実施要領 URL:市 HP

https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/manage/contents/upload/641ab7f7e1cf1.pdf

●42 週休2日制工事

- ○1 本工事は「足利市営繕工事における週休2日制工事試行要領」に基づく工事である。(発注者
- ●2 本工事は「足利市営繕工事における週休2日制工事試行要領」に定める受注者の希望により週 休2日制工事が実施できる工事である。(受注者希望型)

実施要領 URL:市 HP

https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/manage/contents/upload/641ab68e02c73.pdf

●43 その他

※特記なき事項においても機能上必要となる事項は工事範囲とする。

● 電灯設備

O1 非常用照明器具

〇電池内蔵形 〇電源別置形 〇蓄電池(10分) +自家発電設備

<u>○2 誘導灯</u>

〇電池内蔵形 〇電源別置形 〇標識

○3 配線器具

- (1) 防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。
- (2)住宅用スイッチ、コンセント類は 〇大角形(金属プレート)―共用部
- 〇ワイドハンドル部 ―住戸内

○4 住宅用分電盤

主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流

	定格電流	定格遮断電流		
	30 以下	2,500 以上		
主開閉器	30 を超え 100 以下	5,000 以上		
	100 を超え 150 以下	10,000 以上		
分岐開閉器	_	2,500 以上		
及大型 / 天朝 大厅 型 型 大学 / 写 天 大 数 和 快 型 & 具 经 P / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 /				

住宅用分電盤内に設置する過電流警報装置の品質及び性能(公住仕 1.1.4)

(〇品質・性能基準 〇)

○5 その他

- (1)〇特殊コンセントにはプラグを付属させる。
- 〇別途機械設備工事機器仕様コンセント(エッチング)については打合せすること。
- (2)次のコンセントのプレートには、電圧等の表示を行う。
- 単相 200V · 三相 200V
- ・一般電源用以外 (※発電機回路、※UPS 回路等) ※赤字等で表示する。

〇 動力設備

○1機器への接続

- (1) 本工事制御盤より別途電動機等への配線の接続は、原則として
- 〇本工事 〇別途工事 とする。
- (2) 電動機等への接続は、ビニル2種金属製可とう電線管(防水プリカ)を使用する。
- (3) 遮断器の定格電流は、メーカー推奨品を優先とする。

○2 電動機の接地

〇金属管接地 〇専用接地線

〇 電熱設備

○1制御盤

標仕によるが、盤内の器具類の構成配置は監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

<u>○2 温度調節器</u>

〇電気式 〇電子式

<u>○3 その他</u>

〇 雷保護設備

O1 突針支持管

〇鋼製(溶融亜鉛メッキ HDZ35 以上) 〇ステンレス製 (強度計算書を監督職員に提出すること)

〇引下げ導線 〇建築構造体利用

<u>○3 接地極</u>

〇接地極埋設 〇建築構造体利用

<u>○4 その他</u>

接続部分については、異種金属接触腐食(電食)を起こさないように施工すること。

● 受変電設備

〇1 高圧開閉器 (屋外用)

高圧気中開閉器 (SOG) は (〇方向性 OVT 内蔵 OLA 内蔵) 高圧気中開閉器 (UAS) は (〇方向性 OVT 内蔵) 〇既存

<u>O2 主遮断装置</u>

高圧交流遮断器 (VCB) は (〇手動式 〇電磁式)

○3 設備内容

進相コンデンサー(自動力率制御 〇有 〇無)

デマンド監視装置(〇有 〇無)

〇屋内形 (〇開放形 〇閉鎖形) 〇屋外形 〇キュービクル式非常電源専用受電設備認定品

○既存

<u>○5 その他</u>

- (1) キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして
- (2) 保護継電器の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けること。なお、改修工事 についても同様とする。

〇 電力貯蔵設備

〇非常用照明器具の電源と共用 〇受変電設備専用

種別(OCS 形 OPS 形 OMSE 形 O長寿命 MSE 形 OHSE 形)

〇アルカリ蓄電池 種別(OAMP形 OAMP形 OAHP形 OAHS形 OAHHS形 OAHHE形)

<u>○2 交流無停電電源装置(UPS)</u>

〇常時インバータ給電方式 〇常時インバータ 給電方式 (簡易型)

〇ラインインタラクティブ方式

〇常時商用給電方式

○3 電力貯蔵装置(電力平準化等用)

〇リチウム二次電池 〇鉛蓄電池 〇二ッケル水素電池

<u>○4 その他</u>

- (1) キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして
- (2) 簡易形については、監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

発電設備

○1 自家発電設備

(1)発電装置の用途 〇防災用自家発電装置 〇常用自家発電装置 〇常用防災兼用自家発電装置 (2)原動機 種類 〇ディーゼルエンジン 〇ガスエンジン

Oガスタービン Oマイクロガスタービン 始動方式 〇電気始動式 〇空気始動式

起動蓄電池 (○標準 ○長寿命型) 〇水冷式(〇循環方式 〇ラジェーター方式) 冷却方式 〇空冷式

〇キュービクル式(〇一般用 〇寒冷地仕様 〇低騒音仕様)

種類 〇A重油 〇軽油 〇灯油 (3)燃料 燃料小出タンク (〇本工事 〇別途工事) 主燃料タンク (〇専用 〇他設備と共用)

〇オープン式 〇普通形自家発電装置 〇即時普通形自家発電装置 (5)発電種類 〇長時間形自家発電装置 〇即時長時間形自家発電装置

(6)運転時間 ○72 時間 ○ 時間 (7)配電盤 監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。

〇2 太陽光発電設備

(4) 形式

太陽電池モジュール 〇結晶シリコン系(〇単結晶 〇多結晶) ○薄膜系 (○アモルファス OCIS OCIGS) ○三相 3 線式 200V ○単相 3 線式 200/100V 接続方式

その他

JET 認証品とする。 ・JIS C 8955に基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。

・OVGRの設置 〇有 〇無

・太陽電池アレイ用支持物の荷重計算に係わる用途係数

〇極めて重要な太陽光発電システム 〇通常設置する太陽光発電システム

〇 構内情報通信網設備

〇1 構内情報通信網装置

構内情報通信網装置 〇有 〇無

○2 構内情報通信網装置の構成性能

図示による。 その他追加機能

〇 構内交換設備

<u>01 交換装置</u>

OIP-PBX OVoIP サーバ O既存

<u>○2 電話機</u>

〇一般形 〇多機能形 OIP形 Oファクシミリ Oデジタルコードレス形 OIPコードレス形 〇停電用電話機

O3 その他

追加サービス機能

〇 情報表示設備

<u>01 マルチサイン</u>

表示方式 OLED 式 O液晶 (LCD) 式 O有機 EL 式 〇壁掛型 〇自立型

<u>O2 時刻表示装置</u>

〇親時計 〇プログラムタイマ 〇子時計 〇電子チャイム

時刻同期装置 〇標準電波方式 〇公衆回線方式 〇ラジオ放送方式 〇地上デジタル放送方式 ONTP サーバー方式

○3 出退表示装置

制御方式 〇多線直接式 〇パルス伝送式 〇有機 EL 式 表示方式 OLED 式 〇液晶(LCD)式

○4 水道隔測検針設備

検針盤 〇手動式 〇自動式 配線 ○3 線式 ○5 線式

○ 映像・音響設備

<u>01 プロジェクタ</u>

〇本工事 〇別途工事 〇液晶形 ODLP 形 〇前面式 投写方式

スクリーン形式 〇反射マット形 〇反射ビーズ形 〇反射細密ビーズ形

〇反射ストライプ形 設置方式 〇上巻タイプ 〇下巻タイプ 〇張込タイプ

その他

<u>02 テレビ</u> 〇本工事 〇別途工事

〇 拡声設備

機器収納ラックは監督職員の承諾のうえ、製造者標準として良い。

<u>01 拡声装置</u>

〇一般放送用 〇非常放送用 形式 〇卓上形 〇キャビネットラック形

> OAM (Oステンレス鋼製 O) OFM (O耐食アルミニウム製 Oステンレス鋼製)

〇 誘導支援設備

O1 誘導支援装置

○音声誘導装置(○無線式 ○磁気式 ○画像認識式)

〇インターホン装置(〇テレビインターホン 〇外部受付用インターホン) 〇トイレ等呼出装置(〇壁掛式 〇ラック収納式 〇卓上式) 〇住宅情報盤装置 消防法に適合した旨の表示をすること 公共住宅の住宅情報盤装置の品質及び性能 (〇品質・性能基準 〇)

〇インターホンオートドアロック装置 〇宅配ボックス装置 公共住宅の宅配ボックスの品質及び性能 (〇品質・性能基準 〇)

O1 テレビ共同受信装置

種類 OUHF OBS OCS OCATV OFM OAM 画質 〇2K 〇4K 〇8K 〇16K

その他 増幅器を収容する場合は、AC125V2P15A接地端子付きのコンセントを設ける。 テレビ端子及び直列ユニットは CS・BS・UV・FM 共用形、プラグ付きとする。 地上デジタル放送を受信できるものとする。 公共住宅のテレビ機器・FM アンテナの品質及び性能 (〇品質・性能基準 〇)

〇 テレビ共同受信設備

〇 監視カメラ設備

〇1 監視カメラ装置

伝送方式 〇ネットワーク伝送方式 〇同軸伝送方式

録画装置 〇デジタルレコーダ 〇録画サーバ ・高所に設置する場合は落下防止の措置を施すこと。

〇 駐車場管制設備

O1 駐車場管制装置

〇光線式 〇ループコイル式 〇超音波センサ式 信号灯・警報灯 〇天井つり下げ形 〇自立形

〇 防犯入退室管理設備

〇1 防犯装置

〇本工事(配管のみ) 〇別途工事

制御装置 基本機能以外の追加機能 〇 〇暗証番号 〇磁気カード ○IC カード(接触式)

OICカード(非接触式) Oバイオメトリックス

<u>O2 電気錠</u>

〇別途工事

〇 火災報知設備

OP型級 回線 (〇新設 〇既設) OR 型 (〇新設 〇既設) OGP型 級 回線 (〇新設 〇既設) OGR 型 (〇新設 〇既設) 回線 〇副受信機 (〇新設 〇既設) 回線

○2 自動閉鎖設備

〇1 自動火災報知装置

〇連動制御器 (盤) 回線(〇単独 〇受信機と一体)

〇各機器単独に設置

○3 非常警報装置(非常ベル) 〇機器一体形

〇4 ガス漏れ火災警報装置 〇個別式 〇集中監視式 回線 ガスの種類 〇都市ガス(種類

〇冷媒ガス

〇液化石油ガス

○5 住宅用自動火災報知装置 〇共同住宅用非常警報設備 (共用部分)

非常警報装置の蓄電池は、〇警報操作盤に組み込む 〇機器一体型

〇住戸用自動火災報知設備(住戸等と非開放の共用部分) 〇共同住宅用自動火災報知設備

〇 中央監視制御設備

● 構内配電線路

O1 中央監視制御装置

〇警報盤 〇簡易型監視制御装置 〇監視制御装置 ○2 中央監視制御装置の構成・性能

図示による。

●1 配線方式

●地中線式 〇架空線式

●2 地中線路の余長 マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

○3 装柱器材

<u>○4 付属品</u>

〇マンホール用梯子 〇ハンドホール用手カギ

(2)点滅方式 〇自動点滅器

○5屋外灯設備

(1)電源供給方式 〇共用盤から供給 〇単独引込(定額料金)

(3)鋼管柱

●6 その他 (1) ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート(プラスチック製等に刻 字)を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行う

〇塩ビコーティング 〇耐候性鋼製

(廊下共用灯は、〇白動点滅器 〇タイマ)

○タイマ

(2) 地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。 (3) 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

工事名称	市立協和中学校 高圧受変電設備改修工	事
図面名称/縮尺	特記仕様書(その2)	図面番号
設計年月日	令和 6 年 3 月	F – 2
設計者	足利市 都市建設部 建築住宅課	E - Z
発注者	足利市 都市建設部 建築住宅課	

(足利市 R5.4)

〇 構内通信線路

○1 配線方式

〇地中線式

〇架空線式

○2 地中線路の余長

マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。

○3 地中線保護材料

〇ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT) 〇波付硬質合成樹脂管(FEP) 〇硬質ビニル管(VE) ○4 付属品

〇マンホール用梯子 〇ハンドホール用手カギ

○5 その他

- (1) ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート(プラスチック製等に刻 字)を取付け、プルボックス及びカバープレート類についても適当な方法により内容表示を行う
- (2) 地中配線には、埋設シート等を管頂と地表面のほぼ中間に設けるものとする。
- (3) 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。

● その他工事共通事項

●1 施工調査

・配線・機器工事は、事前に絶縁抵抗、接地抵抗を確認し、監督職員に報告する。

●2 電線本数・管路

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、 管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

●3 呼び線(導入線)

長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

○4 コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント 2P15A (接地極付) は、プラグ不要とする。

○5 一般照明の照度測定

〇有 〇無

○6 非常用の照明装置の照度測定

〇有 〇無

●7 キャビネット

〇キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

構成部	鋼板の厚さ(mm)		
(円)火口)	屋内	屋外	
側面部		2.3以上	
底板	1.6以上	1.6以上	
屋根板		2.3以上	
仕切板		1.6以上	
ドア及び前面板		2.3以上	

●制御盤、分電盤の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の	厚さ(mm)
正画の画慣	鋼板	ステンレス
0.2 ㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2 ㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

〇端子盤・機器収納ラック等の板厚は下記による。

正面の面積	鋼板等の	厚さ(mm)
正面の画視	鋼板	ステンレス
0.1 ㎡以下	1.0以上	0.8以上
0.1 ㎡を超え 0.2 ㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2 ㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

●8 接地極

〇接地抵抗値は下記による。

ひ 接	〇接地抵抗値は下記による。					
	接地の種類	記号	接地抵抗值	接地極		
0	共同接地	EA, D	ONT	OEB (14 ¢) ×3 連 2 組		
		EA, D	Ω以下	〇図面特記による		
0	共同接地	EA C D	ONE	OEB (14 ¢) ×3 連 2 組		
		EA, C, D	Ω以下	〇図面特記による		
0	A 種接地	EA	10 O N T	OEB (14 ¢) ×3 連 2 組		
		EA	10Ω以下	〇銅板式 (900×900×1.5t)		
0	B 種接地	EB	ONE	OEB (14 ¢) ×3 連 1 組		
		ED	Ω以下	〇銅板式 (600×600×1.5t)		
	D 種接地	ED	100Ω以下	EB (10 φ) × 1 (L=1,000 mm)		
0	C 種接地	EC	Ω以下	EB (14 ¢) ×3 連 2 組		
0	高圧避雷器	ELH	10Ω以下	OEB (14 ¢) ×3 連 2 組		
		ELII	10公以下	〇銅板式 (900×900×1.5t)		
0	避雷設備	EL	Ω以下	OEB (14 ¢) ×3 連 2 組		
		LL	ガダト	〇銅板式 (900×900×1.5t)		
0	交換機用	Е	Ωt以下	EB (14 ϕ) × 3 連 組		
0	通信用	EAt	10Ω以下	EB (14 ¢) ×3 連 2 組		
0	通信用	ECt	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1,000 mm)		
0	測定用	E0	_	EB (10φ) × 1 (L=1,000 mm)		
D TEL	の ほせいについては、 声上人はしめ学士で					

B種接地については、電力会社と協議する。

※印は、接地極寸法を示す。 (1)接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。

(2)外灯の接地は ○各ポールごと ○専用接地線

SPDを 〇低圧線路 〇弱電線路 に設ける。

〇電灯分電盤 〇動力制御盤 〇弱電盤 〇図面特記参照

●10 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名称	測点	取付高[mm]
ブラケット (一般)	床上~中心	2, 100
// (踊場)	"	2. 500
" (鏡上)	鏡上端~中心	150
避難口誘導灯	床上~下端	1,500 以上
廊下通路誘導灯	床上~上端	1,000以下
スイッチ (一般)	床上~中心	1, 300
" (多機能トイレ)	"	1, 100
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット (一般)		300
(和室)		150
(台上)		150
コンセント(車庫)	床上~中心	800
引込開閉器箱(低圧)	床上~上端	1. 500
分電盤、制御盤、実験盤	床上~中心	1,500(上端 1,900以下
開閉器箱	// // // // // // // // // // // // //	1.500
電磁開閉器用押しボタン	"	1, 300
接地用端子箱	地上、床上~中心	500
避雷接地用端子箱	床上~下端	800
接地極埋設標	地上~中心	600
給油ボックス	床上~給油口	1, 000
中間端子盤(EPS電気室)	床上~中心	1, 500
親時計	"	1,500(上端 1,900以下
子時計、スピーカ	"	(天井高) ×0.9
アッテネータ	"	1. 300
	11	(天井高) ×0.9
ーース・ニー 発信器(出退表示用)	11	1. 300
インターホン	"	1, 500
身体障害者用インターホン子機	"	1, 100
呼出ボタン(多機能トイレ)	"	900
復帰ボタン("	1, 800
廊下表示灯 (//)	"	2, 000
テレビ機器収容箱	"	1. 800
火報受信機(複合盤)	床上~操作部	800~1,500
副受信機	床上~中心	1, 500
自動報機器収容箱	// // // // // // // // // // // // //	800~1.500
発信機	"	800~1,500
警報ベル	"	(天井高) ×0.9
表示灯	"	(天井高) × 0.8
連動制御器(自動閉鎖)	"	1,500
ガス漏れ検知器(LPガス)	"	300
パ (都市ガス)	天井面~中心	(天井面) -200

[備考] (天井高) ×0.9 及び (天井高) ×0.8 は天井高が 2500~3000 mmの場合に適用する。

○11 天井仕上げ表示

図面において、室名に()を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

○12 他工事との取り合い

別表-1による他工事との取り合いについては、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施 工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

別表一1 他工事との取り合い

外壁取付ガラリ、排煙口

昇降機インターホンの配管・配線

体育館などの器具・安定器など取付下地金物

	1	1	ı	●印る	を適用	す
工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクルまで)	•	0	0	0	0	С
仮設電力の引込み(分電盤・キュービクル以降)	•	•	•	0	0	С
仮設電力の電気料	•	•	•	•	•	С
本受電後の電気基本料金	0	•	0	0	0	С
本受電後引渡しまでの電気使用料	•	•	•	•	•	С
仮設水道の引込み(メーターまで)	•	0	0	0	0	С
仮設水道の引込み (メーター以降)	•	•	•	•	•	С
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	•	•	•	•	•	С
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠(電気、機械の配管等)	0	•	•	0	0	C
すべての開口、貫通、埋込部の補強	•	0	0	0	0	С
屋上に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	•	0	0	0	0	C
屋内及び屋外に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	0	•	•	0	0	С
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の位置・墨出し	0	•	•	0	0	C
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	0	•	•	0	0	C
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	•	0	0	0	0	C
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強	•	0	0	0	0	C
	0	0	•	0	0	C
壁・窓用換気扇の取付	0	0	•	0	0	C
壁・窓用換気扇取付枠	•	0	0	0	0	C
点検口の取付(床・壁・天井・PS等)	•	0	0	0	0	C
防煙 ダンパー	0	0	•	0	0	C
	0	0	0	0	0	C
床仕上げ材の穴あけ(フローリングブロック等)	•	•	0	0	0	C
ルーフドレイン及び縦どい(桝及び側溝までの配管)	•	0	0	0	0	C
配線ピット及び蓋	•	0	0	0	0	C
電極棒及びフロートスイッチ	0	0	0	0	0	C
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	•	•	0	0	0	C
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	0	0	0	0	0	C
機械設備の制御、操作盤の2次側配線	0	•	•	0	0	C
天井吊り形放熱器(FCU等)と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	0	0	0	0	0	C
消火栓箱総合盤用穴あけ	0	0	•	0	0	C
設備機器のインターロックの配管・配線	0	0	0	0	0	C
電気設備のフェンス・金網	0	•	0	0	0	C
ガス漏れ警報器(単設型)	0	•	•	0	0	C
ガス漏れ警報器(集中監視型)	0	0	0	0	0	C
ガス漏れ警報用器用コンセント	0	•	0	0	0	C
造り付け流し台	•	•	0	0	0	
造り付け流し台排水トラップ	•	0	0	0	0	C
思製流し台及び排水トラップ(ガス台・洗面化粧台等を含む)	0	0	•	0	0	0
既製 吊戸棚	•	0	0	0	0	C
ぬる ログ (物) 鏡(姿見は建築工事)	0	0	•	0	0	+
呪 \女 兀は 廷 宋 土 尹 /	U	U	_	U	U	С
昇降機の出入口開口の型枠	•	0	0	0	0	С
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	•	0	0	0	0	C
昇降機のビット内保守用コンセント	0	•	0	0	0	C
対 時 取 仕 ギニ リー 世 標 ロ		_	0	0	_	+

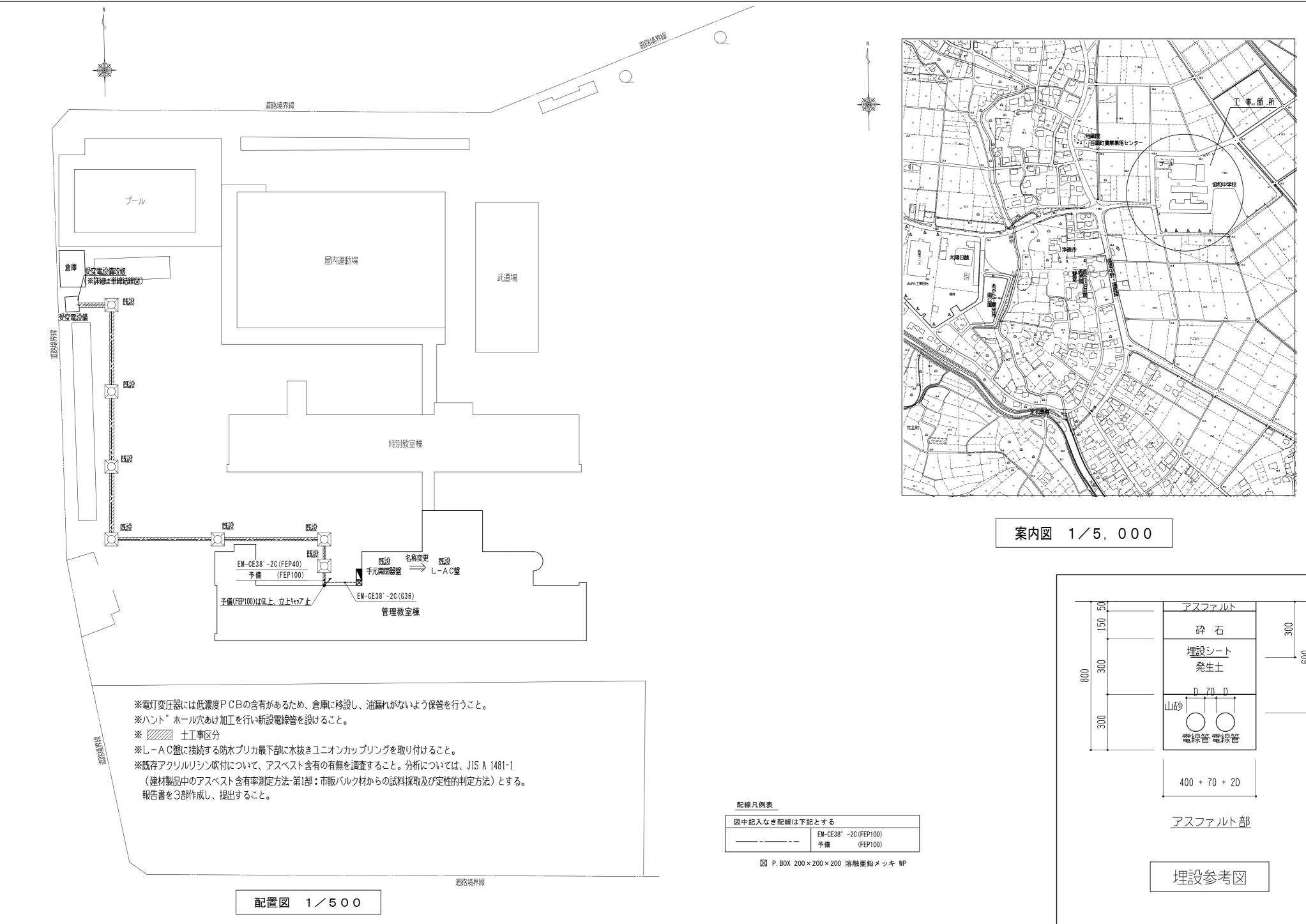
工事名称	市立協和中学校 高圧受変電設備改修工	事
図面名称/縮尺	特記仕様書(その3)	図面番号
設計年月日	令和 6 年 3 月	F - 3
設計者	足利市 都市建設部 建築住宅課	E-3
発注者	足利市 都市建設部 建築住宅課	

(足利市 R5.4)

• 0 0 0 0 0

• 0 0 0 0 0

0 0 0 0 0



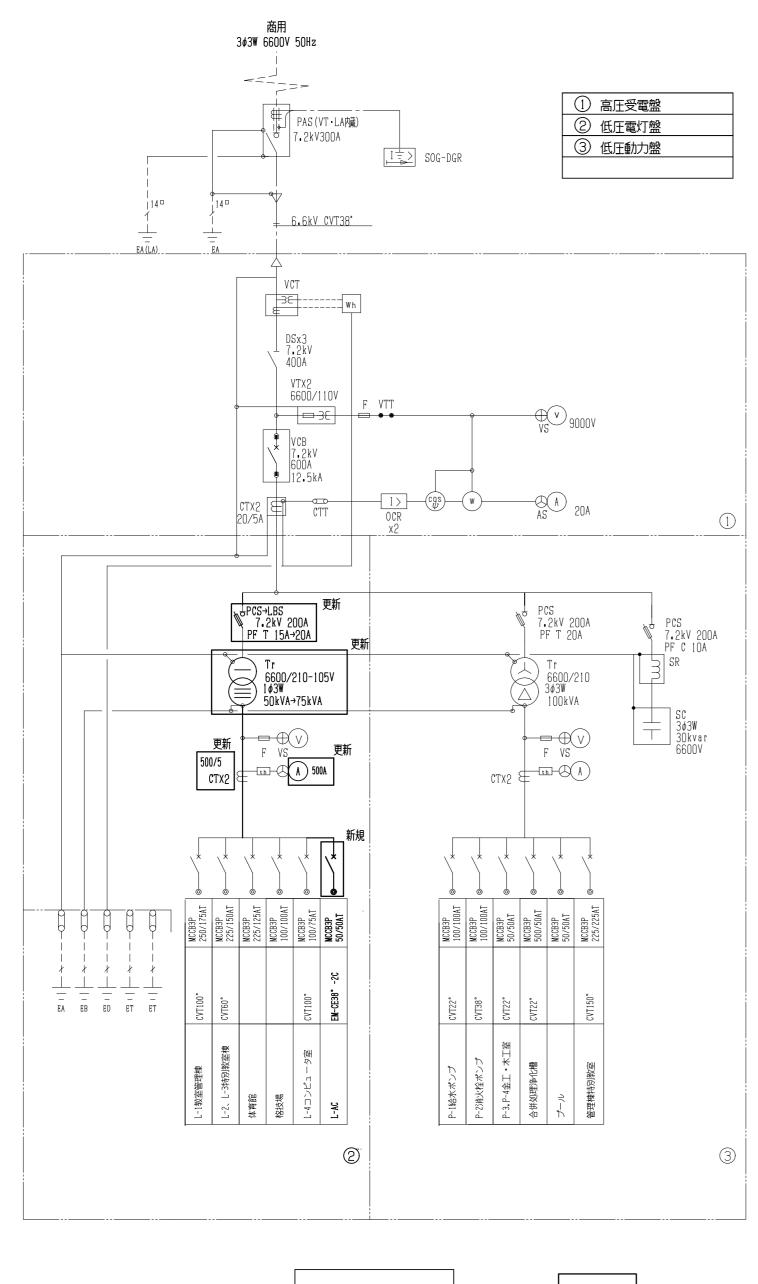


10	聚	凶	設	計	省

製 図 設 計 査 図 特記事項 工事名 図 面 名

市立協和中学校 高圧受変電設備改修工事 案内図•配置図

工事箇所 足利市 百頭町 9枚の内4 S=1/5,000 1/500 (A2)



 回路
 分岐

 番号
 開閉器
 負荷容量 電圧 結線図 主開閉器 負荷名称 備考 盤名称 幹線サイズ (VA) (V) 既設 名称変更 手元開閉器盤 キュービクルより L-AC盤 1φ2**▼** 200V 既設 既設 既設 既設 EN-CE38°-2C 1 E 2 GHP室外機(GHP1-1) 1330 200 | E 2 | GHP室外機(GHP1-2) |
3	E 2	GHP室外機(GHP2-1)
4	E 2	GHP室外機(GHP2-2)
5	E 2	GHP室外機(GHP2-2)
6	GHP	G 1020 200 MCCB2P50AF50AT 200 1330 1330 200 新規 E2 GHP室内機(1階) 420 200 新規 E2 GHP室内機(2階) 84 200 新規 E2 GHP室内機(3階) 504 200 618 200 新規 8 E2 GHP室内機(4階) (負荷計 6,636VA 41.9A)

	〔配線用遮断器	凡例)	
記号	名	称	
M 1	MCB2P1E50AF/20AT	(100V)コンパクト型	H.
M2	MCB2P2E50AF/20AT	(200V)コンパクト型	ΠÆ
МЗ	MCB2P1E50AF/30AT	(100V)コンパクト型	1J
M4	MCB2P2E50AF/30AT	(200V)コンパクト型	키 E
E 1	ELB2P1E50AF/20AT	(30mA)(100V) コンパクト型	
E2	ELB2P2E50AF/20AT	(30mA)(200V) コンパクト型	
E3	ELB2P1E50AF/30AT	(30mA)(100V) コンパクト型	
E 4	ELB2P2E50AF/30AT	(30mA)(200V) コンパクト型	
ТМ	24Hソーラータイマー(2回路型)		
A	リモコンリレー		
No	分岐回路番号 100V		
No	分岐回路番号 200V		

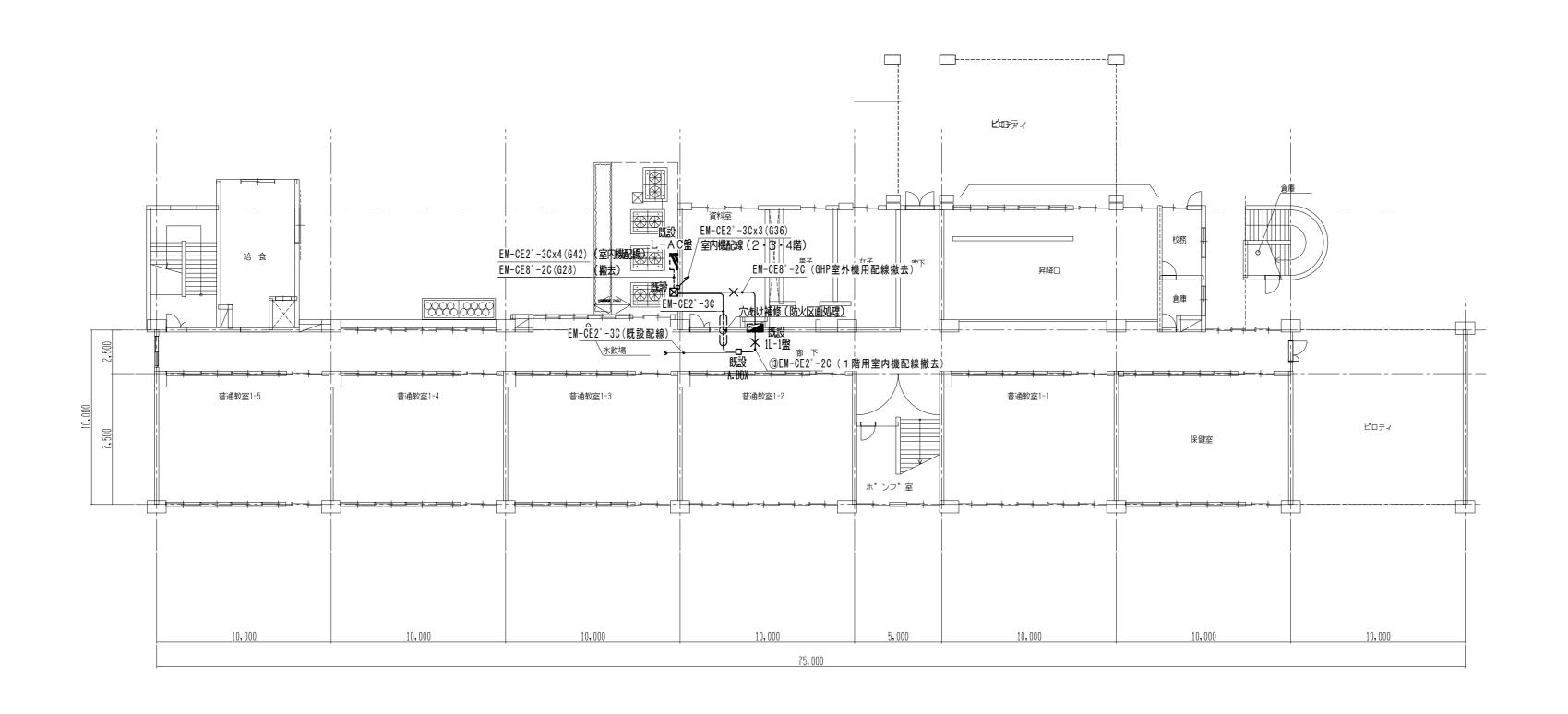
単純な計算図 ※ の更新を行うこと。



製図	設 計	査 図	特記事項

工事名

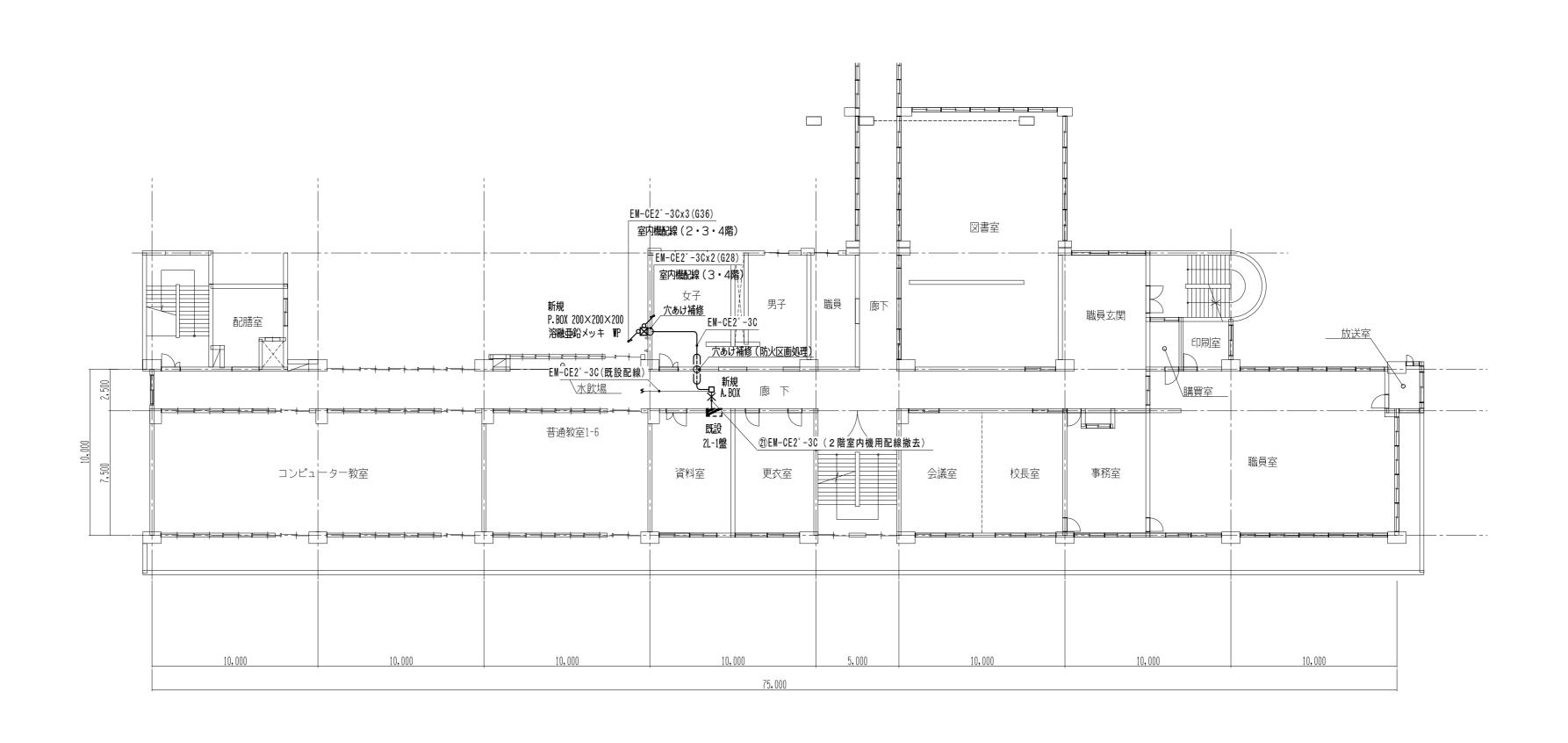
図 面 名



※1L-1盤から手元開閉器盤までのGHP室外機用配線の撤去を行うこと。 ※1L-1盤からアウトレットボックスまでのGHP1階室内機用の配線の撤去を行い、 アウトレットボックスからL-AC盤までの新たな1階室内機用配線を行うこと。 ※露出配線については、メタルモールB型により配線すること。 ※室内機配線はアウトレットホ"ックスにて既設配線と接続すること。



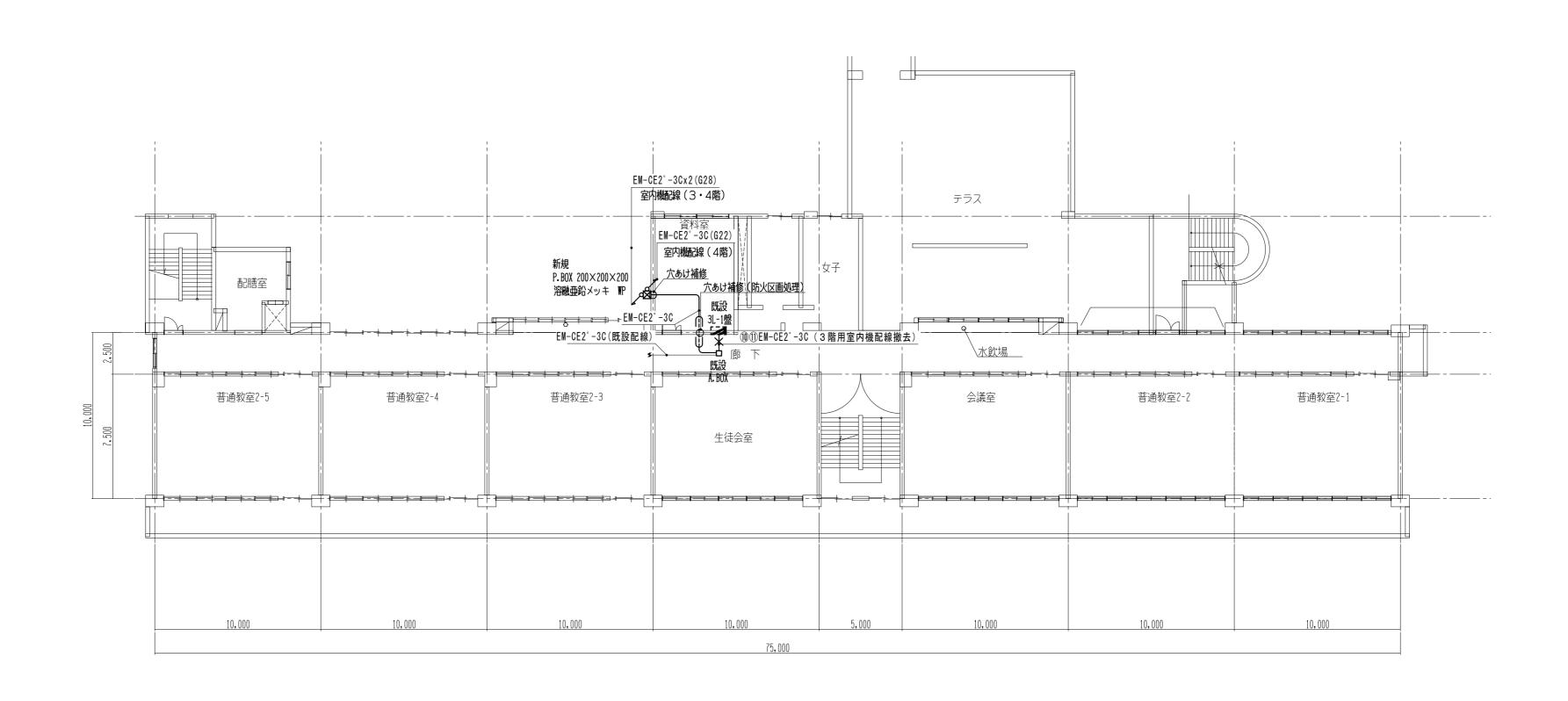
設 計	査 図	特記事項 	工事名	市立協和中学校 高圧受変電設備改修工事
			図面名	1階平面図



※2L-1盤からアウトレットボックスまでのGHP2階室内機用の配線の撤去を行い、 アウトレットボックスからL-AC盤までの新たな2階室内機用配線を行うこと。 ※露出配線については、メタルモールB型により配線すること。 ※室内機配線はアウトレットホ"ックスにて既設配線と接続すること。



図	設 計	査 図	特記事項 	工事名	市立協和中学校 高圧受変電設備改修工事
				図面名	2階平面図



※3L-1盤からアウトレットボックスまでのGHP3階室内機用の配線の撤去を行い、 アウトレットボックスからL-AC盤までの新たな3階室内機用配線を行うこと。 ※露出配線については、メタルモールB型により配線すること。 ※室内機配線はアウトレットホ"ックスにて既設配線と接続すること。

工事箇所

縮 尺

足利市 百頭町

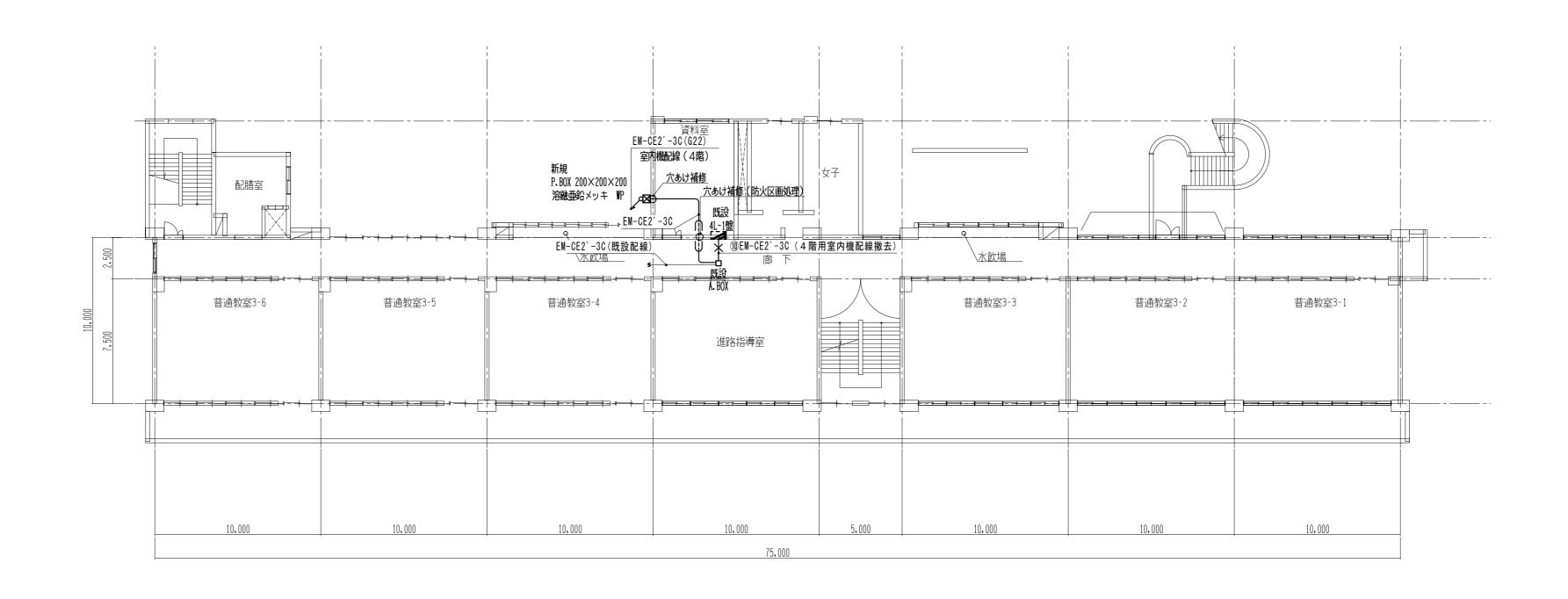
S=1/200 (A2)

9枚の内8

令和 6.3



型 図	設 計	査 図	特記事項	工事名	市立協和中学校 高圧受変電設備改修工事
				図面名	3階平面図



※4L-1盤からアウトレットボックスまでのGHP4階室内機用の配線の撤去を行い、 アウトレットボックスからL-AC盤までの新たな4階室内機用配線を行うこと。 ※露出配線については、メタルモールB型により配線すること。 ※室内機配線はアウトレットホ"ックスにて既設配線と接続すること。





図	設 計	査 図	特記事項 	工事名	市立協和中学校 高圧受変電設備改修工事
				図面名	4階平面図